

福岡県公報

令和七年二月二十五日
第五百七十四号
増刊
①

目次

条 例 (第一号―第十八号)

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例	(行政経営企画課)	三
○福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人 事 課)		八
○福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員の給与等 に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課)		四七
○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条 例 (人 事 課)		五三
○福岡県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部 を改正する条例 (男女共同参画推進課)		五四
○福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年育成課)		五四
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改 正する条例 (こども福祉課)		五四
○福岡県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 (こども福祉課)		五四
○福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正 する条例 (保護・援護課)		六〇
○福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (自然環境課)		六一
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課)		六一
○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園街路課)		六一
○福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員の		

公布された条例のあらまし

へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁財務課)	六一
○福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例 の一部を改正する条例 (教育庁教職員課)	八九
○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	八九
○福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	八九
○福岡武道館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (警察本部教養課)	一一二
○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部交通規制課)	一一二
◇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (総務部行政経営企画課)	
1 刑法等の一部を改正する法律の制定により、懲役及び禁錮の刑が廃止され、新たに 拘禁刑が創設されたことに伴い、関係条例の規定を整理することとした。	
2 一 この条例は、令和七年六月一日から施行することとした。 二 所要の経過措置を設けることとした。	
◇福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (総務部人事課)	
1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和六年十月二日付けの給与等に関する 報告及び勧告に鑑み、給与制度を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。	
2 一 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。 二 所要の経過措置を設けることとした。 三 関係条例の一部を改正することとした。	
◇福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一 部を改正する条例 (総務部人事課)	

1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等により、国家公務員等の旅費制度が見直されることに鑑み、宿泊料の支給方法等を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の制定に伴い、時間外勤務の免除を請求できる職員の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援を強化するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部男女共同参画推進課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定による女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、女性自立支援施設の職員配置の基準を改めることとした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課)

1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部こども福祉課)

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の制定に伴い、乳児院等の職員配置の基準を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(福祉労働部こども福祉課)

1 児童福祉法等の一部を改正する法律の制定により、児童相談所に設ける一時保護施設の設備及び運営の基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部保護・援護課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設及び更生施設の職員の配置の基準を改めることとした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 建築士事務所の登録の手数料については、当該事務に要する実費を勘案し、その額を改定することとした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 公園施設として春日公園内にスケートボード場を、筑後広域公園内にオートキャンプ場を整備することに伴い、その利用料金の上限を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁財務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和六年十月二日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、給与制度を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和六年十月二日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、給与制度を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡武道館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 福岡武道館の駐車場の有料化に伴い、その利用料金の上限を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

(警察本部教養課)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部交通規制課)

1 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、保管場所標準交付等に関する手数料の規定を削除するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第一号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三号及び第四号並びに第二十一条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号

、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
(福岡県特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和五十五年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。
第七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
(福岡県情報公開条例の一部改正)

第四条 福岡県情報公開条例(平成十三年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。
第四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(福岡県立公文書館条例の一部改正)

(福岡県立公文書館条例の一部改正)

第五条 福岡県立公文書館条例(平成二十四年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県行政不服審査会条例の一部改正)

第六条 福岡県行政不服審査会条例(平成二十七年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県宿泊税条例の一部改正)

第七条 福岡県宿泊税条例(令和元年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第八条 福岡県個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年福岡県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条及び附則第三条第六項から第八項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県統計調査条例の一部改正)

第九条 福岡県統計調査条例(平成二十年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように

改正する。

第十三条第一項、第十四条及び第十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県青少年健全育成条例の一部改正)

第十条 福岡県青少年健全育成条例(平成七年福岡県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第十一条 福岡県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項第四号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県准看護師試験委員に関する条例の一部改正)

第十二条 福岡県准看護師試験委員に関する条例(昭和二十七年福岡県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県ふぐ取扱条例の一部改正)

第十三条 福岡県ふぐ取扱条例(昭和五十三年福岡県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第十四条 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和五十三年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

(福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第十五条 福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第三項第四号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第十六条 福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第三項第四号並びに第二十三条第一項第六号及び第二項第四号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県薬物の濫用防止に関する条例の一部改正）

第十七条 福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成二十六年福岡県条例第五十七号）

の一部を次のように改正する。

第二十二条及び第二十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県心身障がい者扶養共済制度条例の一部改正）

第十八条 福岡県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和四十五年福岡県条例第二十一号）

の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第十九条 福岡県認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年福岡県条例第五十四号）

の一部を次のように改正する。

第九条第三項第四号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第二十条 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）

の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三項第四号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第二十一条

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十七号）

の一部を次のように改正する。

第十七条の二第三項第四号並びに第四十六条第一項第六号及び第二項第四号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第二十二条

福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する

条例（平成二十四年福岡県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第三項第四号及び第十九条第六号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第二十三条 福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十九号）

の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項第四号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県障がい者理由とする差別的解消の推進に関する条例の一部改正）

第二十四条 福岡県障がい者理由とする差別的解消の推進に関する条例（平成二十九年福岡県条例第十一号）

の一部を次のように改正する。

第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第二十五条 福岡県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年福岡県条例第三十一号）

の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県立自然公園条例の一部改正）

第二十六条 福岡県立自然公園条例（昭和三十八年福岡県条例第二十五号）

の一部を次のように改正する。

第二十条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県環境保全に関する条例の一部改正）

第二十七条 福岡県環境保全に関する条例（昭和四十七年福岡県条例第二十八号）

の一部を次のように改正する。

第三十二条から第三十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第二十八条 福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年福岡県条例第三十一号）

の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号及び第十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部改正）

第二十九条 福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例（平成十四年福岡

県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第三十条 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成十四年福岡県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五条から第四十七条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例の一部改正)

第三十一条 福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成十四年福岡県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例の一部改正)

第三十二条 福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例(令和二年福岡県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条及び第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第三十三条 福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例(平成十四年福岡県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号二及び第十九条から第二十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第三十四条 福岡県砂防指定地等管理条例(平成十五年福岡県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県屋外広告物条例の一部改正)

第三十五条 福岡県屋外広告物条例(平成十四年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第一項第八号及び第三十一条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三十六条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三号及び第四号並びに第二十条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第三十七条 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三号及び第四号並びに第二十条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県迷惑行為防止条例の一部改正)

第三十八条 福岡県迷惑行為防止条例(昭和三十九年福岡県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項から第三項まで及び第十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第三十九条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成五年福岡県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部改正)

第四十条 福岡県風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例(平成十三年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県暴力団排除条例の一部改正)

第四十一条 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正）

第四十二条 福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十四年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、「若しくは禁錮の刑」を削る。

第二十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第二条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。

）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（福岡県職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第四条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例（以下これを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第一条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例第二十一条の第三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第五条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第二条の規定による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第四項並びに福岡県職員の退職手当に関する条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（福岡県特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第六条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の福岡県特別職の職員の退職手当に関する条例第七条第二項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第七条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三十六条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例第二十条の第三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第八条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三十七条の規定による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例第二十条の第三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項

（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（福岡県職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える

。第七條第五項中「五十五歳（医師職給料表の適用を受ける職員にあつては、五十七歳）に達した日以後の最初の三月三十一日を経過した」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 五十五歳（医師職給料表の適用を受ける職員にあつては、五十七歳）に達した日以後の最初の三月三十一日を経過した職員（次号に掲げる職員を除く。）
- 二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に、「以下「扶養親族である配偶者、父母等」を「第三項において「扶養親族である父母等」に改め、「（以下「行八級以上職員等」という。）」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族である配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族である父母等」に改め、「（以下「行七級職員等」という。）

」及び「、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「（以下「特定期間」という。）を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の二第二項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改める。

第十三条の三第二項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第十三条の四第三項及び第四項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削る。

第十三条の五第三項中「国家公務員又は他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十三条の六 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十九条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮

して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第二十四条の三中「、第十二条、第十三条、第十三条の二の二及び第十三条の三」を「及び第十二条」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	391,200			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	393,700			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	396,200			
	25	220,000	262,200	292,400	334,200	359,900	398,600			
	26	221,700	263,300	293,400	336,100	361,700	400,900			
	27	223,000	264,200	294,400	337,800	363,400	403,100			
	28	224,300	265,400	295,500	339,400	365,100	405,400			
	29	225,600	266,400	296,600	340,900	366,500	407,200			
	30	226,700	267,500	297,800	342,500	367,800	409,200			
	31	227,800	268,800	298,900	344,100	369,000	411,000			
	32	228,900	269,900	300,100	345,700	370,400	412,800			
	33	230,000	270,800	301,300	347,400	373,700	414,700			
	34	231,100	271,800	302,600	349,200	375,600	416,500			
	35	232,200	272,800	303,900	351,000	377,500	418,300			
	36	233,300	273,600	305,200	352,800	379,500	420,200			
	37	235,600	274,800	306,500	354,300	381,000	422,000			
	38	237,100	276,000	307,800	355,700	382,800	423,500			
	39	238,600	277,000	309,100	357,100	384,600	425,000			
	40	240,000	278,000	310,400	358,500	386,100	426,600			
	41	241,300	279,000	311,400	360,000	387,800	428,200			
	42	242,700	280,200	313,100	360,800	389,200	429,400			
	43	244,000	281,400	314,800	361,800	390,700	430,700			
	44	245,300	282,400	316,300	362,800	392,200	431,900			

45	246,200	283,900	317,800	365,700	393,600	433,100
46	247,300	285,200	319,700	367,000	394,800	434,400
47	248,300	286,300	321,600	368,400	396,000	435,700
48	249,400	287,500	323,300	369,700	397,100	436,900
49	250,600	288,600	324,900	371,000	398,200	438,000
50	251,800	290,100	326,600	371,900	399,400	438,800
51	253,000	291,400	328,300	373,000	400,600	439,600
52	254,000	292,600	330,100	374,000	401,700	440,400
53	254,900	293,800	331,400	374,800	402,400	440,900
54	256,000	295,300	333,300	375,700	403,000	441,600
55	257,000	296,400	335,100	376,600	403,700	442,300
56	257,900	297,700	337,100	377,500	404,300	443,000
57	258,900	298,900	339,000	378,400	404,900	443,800
58	259,800	300,300	340,900	379,200	405,500	444,600
59	260,700	301,600	342,800	380,000	406,000	445,000
60	261,400	303,000	344,700	380,700	406,300	445,600
61	262,300	304,100	346,500	381,400	406,700	446,100
62	262,800	305,500	348,400	382,000	407,000	446,500
63	263,300	306,900	350,100	382,600	407,300	446,900
64	263,900	308,000	351,900	383,300	407,600	447,300
65	264,800	309,400	353,400	383,800	407,900	447,700
66	265,500	310,800	354,800	384,400	408,200	448,100
67	266,100	312,200	356,300	385,000	408,500	448,500
68	266,600	313,600	357,700	385,700	408,800	448,800
69	267,100	314,300	359,300	386,100	409,100	449,100
70	268,100	315,500	360,100	386,800	409,400	449,500
71	269,200	316,800	361,300	387,400	409,700	449,800
72	270,200	318,200	362,300	388,000	409,900	450,100
73	271,100	319,500	363,200	388,400	410,200	450,400
74	272,100	321,100	364,300	389,000	410,500	
75	273,100	322,700	365,200	389,600	410,800	
76	274,100	324,000	366,200	390,200	411,100	
77	274,900	325,600	367,100	390,600	411,300	
78	275,700	326,700	367,800	391,100	411,600	
79	276,600	327,900	368,500	391,600	411,900	
80	277,500	329,000	369,200	392,200	412,200	
81	278,400	329,700	369,600	392,500	412,400	
82	279,100	330,600	370,200	392,900	412,700	
83	280,000	331,300	370,800	393,300	413,000	
84	280,900	332,000	371,500	393,700	413,200	
85	281,600	332,900	371,800	394,000	413,400	
86	282,300	333,300	372,500	394,300	413,700	
87	283,200	334,000	373,100	394,600	414,000	
88	284,100	334,700	373,800	394,900	414,200	
89	284,800	335,500	374,100	395,100	414,400	
90	285,600	336,100	374,700	395,400	414,700	
91	286,500	336,800	375,300	395,700	415,000	

92	287,400	337,500	375,900	395,900	415,200				
93	288,600	338,100	376,300	396,100	415,400				
94		338,700	376,800	396,400	415,700				
95		339,100	377,500	396,700	416,000				
96		339,700	378,100	396,900	416,200				
97			340,000	378,500	397,100	416,400			
98			340,500	379,000	397,400				
99			340,900	379,600	397,700				
100			341,400	380,100	397,900				
101			341,800	380,600	398,100				
102			342,300	381,200	398,400				
103			342,700	381,700	398,700				
104			343,200	382,000	398,900				
105			343,500	382,400	399,100				
106			343,900	382,900	399,400				
107			344,300	383,300	399,700				
108			344,700	383,700	399,900				
109			345,000	384,100	400,100				
110			345,400	384,600	400,400				
111			345,900	385,000	400,700				
112			346,300	385,400	400,900				
113			346,600	385,700	401,100				
114			346,900	386,100					
115			347,400	386,500					
116			347,800	386,900					
117			347,900	387,200					
118			348,400	387,600					
119			348,800	388,000					
120			349,100	388,300					
121			349,400	388,600					
122			349,800	389,000					
123			350,200	389,300					
124			350,600	389,600					
125			351,100	389,900					
126			351,500	390,200					
127			351,900	390,500					
128			352,300	390,800					
129			352,800	391,100					
130			353,200	391,400					
131			353,500	391,700					
132			353,800	392,000					
133			354,300	392,200					
134				392,500					
135				392,800					
136				393,000					
137				393,200					

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第6条関係）医療職給料表

イ 医師職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	

	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円		円	円	円
	301,700		344,400	399,500	473,300

備考 この表は、本庁、保健福祉環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 看護師職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100

45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	436,900
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	437,200
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	437,500
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	437,800
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	438,100
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	438,400
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	438,700
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	439,000
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,300	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,700	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,100	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,400	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	399,800	
91	288,600	317,900	354,100	371,900	400,200	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	400,500	

93	289,600	319,700	355,100	372,800	400,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300	401,200
95	290,800	321,100	356,000	373,800	401,500
96	291,400	321,700	356,400	374,300	401,800
97	292,000	322,200	356,900	374,900	402,100
98	292,500	322,500	357,300	375,400	402,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900	402,700
100	293,500	323,700	358,200	376,300	403,000
101	294,000	324,100	358,500	376,900	403,300
102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	297,600	328,500	362,600	381,500	
111	297,800	328,800	363,100	382,000	
112	298,100	329,100	363,500	382,400	
113	298,400	329,400	363,900	382,800	
114	298,600	329,800	364,300	383,200	
115	298,900	330,100	364,800	383,600	
116	299,100	330,400	365,300	384,000	
117	299,400	330,600	365,700	384,400	
118	299,700	330,900	366,200		
119	300,000	331,200	366,700		
120	300,300	331,400	367,200		
121	300,600	331,600	367,500		
122	301,000	331,900			
123	301,300	332,200			
124	301,600	332,500			
125	301,800	332,700			
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600			

	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、こども療育センター新光園等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第6条関係）研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	243,800	294,800	365,200	415,900	
	30	245,400	296,300	366,100	417,100	
	31	247,000	297,800	366,900	418,700	
	32	248,600	299,300	367,700	420,200	
	33	250,300	300,800	368,400	421,500	
	34	252,200	302,300	369,200	422,900	
	35	254,200	303,800	370,000	424,300	
	36	256,100	305,200	370,800	425,700	
	37	258,100	306,600	371,600	427,100	
	38	260,200	307,500	372,400	428,500	
	39	262,300	308,400	373,200	429,900	
	40	264,400	309,300	374,000	431,300	
	41	266,400	310,100	374,800	432,400	
	42	268,800	310,600	376,100	433,700	
	43	271,300	311,100	377,400	435,100	
	44	273,800	311,600	378,600	436,400	

45	276,100	313,600	379,300	437,200
46	278,200	315,100	380,300	438,000
47	280,100	316,400	381,100	438,900
48	282,200	317,700	381,800	439,800
49	284,400	318,900	382,500	440,600
50	286,100	320,800	383,200	441,400
51	287,800	322,800	383,900	442,000
52	289,500	324,900	384,600	442,800
53	291,800	326,500	385,200	443,200
54	293,300	328,400	385,900	443,800
55	294,500	330,100	386,700	444,300
56	296,000	332,100	387,500	444,800
57	297,400	334,000	388,100	445,300
58	298,900	335,400	388,900	445,800
59	300,500	336,800	389,600	446,300
60	302,000	338,200	390,300	446,800
61	303,300	339,900	390,900	447,200
62	304,300	341,400	391,600	447,700
63	305,300	342,900	392,300	448,100
64	306,300	344,500	393,000	448,500
65	307,100	346,100	393,700	448,900
66	307,700	347,500	394,300	449,300
67	308,200	348,800	394,900	449,700
68	308,800	350,300	395,600	450,100
69	309,200	351,700	396,300	450,400
70	309,700	353,000	396,800	450,800
71	310,200	354,100	397,400	451,100
72	310,700	355,300	398,000	451,400
73	311,300	356,400	398,500	451,700
74	311,900	357,500	399,100	
75	312,300	358,600	399,700	
76	312,900	359,700	400,200	
77	313,600	360,600	400,700	
78	314,300	361,700	401,200	
79	315,000	362,900	401,700	
80	315,600	364,100	402,400	
81	315,900	364,600	402,800	
82	316,500	365,700		
83	317,100	366,900		
84	317,700	367,800		
85	318,100	369,000		
86	318,800	370,200		
87	319,300	371,400		
88	319,800	372,400		
89	320,400	373,500		
90	321,000	374,800		
91	321,600	376,000		
92	322,000	377,200		

	93	322,700	377,900			
	94	323,400	378,900			
	95	324,100	379,700			
	96	324,800	380,600			
	97	325,300	381,400			
	98	326,000	382,200			
	99	327,000	382,900			
	100	327,700	383,600			
	101	328,400	384,200			
	102	329,100	384,900			
	103	329,700	385,800			
	104	330,300	386,700			
	105	331,100	387,200			
	106	331,900	388,000			
	107	332,600	388,800			
	108	333,200	389,600			
	109	333,700	390,200			
	110	334,200	390,900			
	111	334,700	391,500			
	112	335,100	392,200			
	113	335,400	392,900			
	114	335,900	393,500			
	115	336,400	394,000			
	116	336,900	394,700			
	117	337,200	395,400			
	118	337,500	396,000			
	119	337,900	396,600			
	120	338,300	397,200			
	121	338,800	397,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第6条関係）特定獣医師職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	208,700	271,400	318,600	328,800	355,300	408,300	458,300
	2	210,400	273,000	320,400	330,500	357,000	410,200	463,800
	3	212,100	274,500	322,200	332,200	358,700	412,100	468,800
	4	213,700	276,000	324,000	333,900	360,300	413,900	473,500
	5	215,300	277,500	325,800	335,600	361,900	415,700	477,500
	6	216,800	278,700	327,300	337,200	363,500	417,500	481,000
	7	218,200	279,900	328,700	338,700	365,100	419,300	484,000
	8	219,600	281,100	330,100	340,200	366,700	421,100	486,500
	9	220,700	282,300	331,500	341,700	368,300	422,700	488,500
	10	222,200	283,800	333,000	343,300	369,900	424,200	
	11	223,600	285,400	334,500	344,800	371,500	425,700	
	12	225,000	286,900	336,000	346,400	373,000	427,200	
	13	226,300	288,300	337,500	347,900	374,600	428,700	430,000
	14	227,600	289,800	339,000	349,500	376,500	430,000	
	15	228,900	291,400	340,500	351,000	378,400	431,300	
	16	230,100	293,000	342,000	352,500	380,300	432,500	
	17	231,300	294,600	343,500	354,100	382,100	433,700	435,000
	18	232,800	296,300	345,000	355,800	384,000	435,000	
	19	234,300	297,900	346,500	357,500	385,800	436,300	
	20	235,700	299,400	348,000	359,200	387,500	437,500	
	21	237,200	300,900	349,500	360,800	388,700	438,700	440,300
	22	238,700	302,500	351,100	362,600	390,300	439,500	
	23	240,200	304,000	352,700	364,300	391,800	440,300	
	24	241,700	305,500	354,300	365,900	393,300	441,100	
	25	243,100	307,000	355,500	367,100	394,800	441,700	442,900
	26	244,600	308,200	356,900	368,600	395,700	442,300	
	27	246,100	309,400	358,400	370,100	396,700	442,900	
	28	247,400	310,600	359,900	371,600	397,600	443,500	
	29	248,700	311,800	361,400	373,100	398,600	444,200	445,000
	30	249,900	312,900	362,900	374,300	399,800	445,000	
	31	251,000	314,000	364,400	375,600	400,900	445,400	
	32	252,100	315,100	365,900	376,800	402,000	446,100	
	33	253,200	316,100	367,300	378,000	402,900	446,600	447,400
	34	254,300	317,200	368,700	379,300	403,600	447,000	
	35	255,400	318,300	370,100	380,500	404,300	447,400	
	36	256,500	319,400	371,500	381,800	405,000	447,800	
	37	257,500	320,400	372,500	382,700	405,500	448,200	448,600
	38	258,400	321,500	373,600	383,600	406,000	448,600	
	39	259,300	322,600	374,500	384,400	406,500	449,000	
	40	260,100	323,700	375,500	385,300	406,900	449,300	
	41	260,900	324,700	376,100	385,800	407,300	449,600	450,000
	42	261,800	325,800	376,400	386,200	407,500	450,000	
	43	262,600	326,900	376,900	386,700	407,800	450,300	
	44	263,500	328,000	377,400	387,200	408,100	450,600	

	45	264,300	329,000	377,800	387,600	408,400	450,900		
	46	265,200	330,300	378,300	387,900	408,700			
	47	266,000	331,500	378,900	388,400	409,000			
	48	266,800	332,600	379,400	388,800	409,300			
	49	267,600	333,600	379,900	389,200	409,500			
	50	268,400	334,900	380,500	389,600	409,800			
	51	269,200	336,200	381,100	390,100	410,100			
	52	269,900	337,300	381,600	390,500	410,400			
	53	270,600	338,200	382,000	390,800	410,600			
	54	271,400	339,800	382,500	391,200	410,900			
	55	272,100	341,200	383,100	391,600	411,200			
	56	272,800	342,500	383,700	392,100	411,500			
	57	273,500	343,700	384,200	392,400	411,700			
	58	274,300	345,300	384,800	392,900	412,000			
	59	275,000	346,700	385,100	393,200	412,300			
	60	275,700	348,200	385,600	393,600	412,500			
	61	276,400	349,300	386,100	393,900	412,700			
	62	277,100	350,900	386,500	394,300	413,000			
	63	277,800	352,200	387,000	394,700	413,300			
	64	278,400	353,600	387,500	395,000	413,500			
	65	279,000	354,800	388,000	395,400	413,700			
	66	279,700	356,000	388,500	395,800	414,000			
	67	280,400	357,200	388,900	396,100	414,300			
	68	281,000	358,300	389,300	396,400	414,500			
	69	281,600	359,200	389,700	396,700	414,700			
	70	282,300	360,200	390,000	397,000	415,000			
	71	283,000	361,100	390,300	397,300	415,300			
	72	283,600	362,100	390,500	397,500	415,500			
	73	284,200	363,000	390,700	397,700	415,700			
	74	284,900	363,700	391,000	398,000	416,000			
	75	285,500	364,500	391,300	398,300	416,300			
	76	286,100	365,300	391,500	398,500	416,500			
	77	286,700	365,900	391,700	398,700	416,700			
	78	287,300	366,400	392,000	399,000	417,000			
	79	287,900	367,000	392,300	399,300	417,300			
	80	288,500	367,500	392,500	399,500	417,500			
	81	289,000	368,000	392,700	399,700	417,700			
	82	289,600	368,200	393,000	400,000	418,000			
	83	290,200	368,800	393,300	400,300	418,300			
	84	290,700	369,400	393,500	400,500	418,500			
	85	291,200	369,700	393,700	400,700	418,700			
	86	291,800	370,200	394,000	401,000				
	87	292,400	370,600	394,300	401,300				
	88	292,900	371,100	394,500	401,500				
	89	293,400	371,600	394,700	401,700				
	90	293,900	372,100	395,000	402,000				
	91	294,300	372,600	395,300	402,300				
	92	294,700	373,000	395,500	402,500				

	93	295,100	373,200	395,700	402,700			
	94		373,600	396,000	403,000			
	95		374,100	396,300	403,300			
	96		374,500	396,500	403,500			
	97		374,800	396,700	403,700			
	98			397,000	404,000			
	99			397,300	404,300			
	100			397,500	404,500			
	101			397,700	404,700			
	102				405,000			
	103				405,300			
	104				405,500			
	105				405,700			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		245,400	266,900	288,400	299,700	320,900	362,700	396,200

備考 この表は、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に勤務する獣医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五イ行政職給料表級別標準職務表八級の項及び九級の項を次のように改める。

8 級	1 本庁（教育庁を除く。）の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 本庁の事務局長の職務 4 特に困難な業務を行う出先機関の長の職務
9 級	1 困難な業務を行う本庁（教育庁を除く。）の部長の職務 2 困難な業務を行う会計管理者の職務

（福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十三条まで」を「第十二条まで」に、「第十二条まで」を「第十一条まで」に改め、同条第二項中「、第十九条の二第二項」及び「、第十八条の二第一項」の下に「及び第二項」を、「第十九条の二第二項及び」及び「第十八条の二第一項及び」の下に「第二項並びに」を加える。

（福岡県一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正）

第三条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項を削り、同条第五項中「、第三項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第四項とする。

第五条第一項中「第十三条まで、第十三条の三及び第二十二條」を「第十二条まで、第十三条の三」に、「第十三条まで、第十二条の三及び第二十一条」を「第十一条まで及び第十二条の三」に改め、同条第二項中「第十三条の二の二、第十九条の二第二項」の下に「及び第二項」を加え、「並びに第二十一条第一項及び第二項」を「、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二條第二項第一号」に改め、「第四条第一項、第十九条の二第二項」の下に「及び第二項」を、「第二十条第一項及び第二項」の下に「、第二十一条第一項及び第二項第一号」を、「第四条第一項、第十八条の二第二項」の下に「及び第二項」を加え、「並びに第二十条第一項及び第二項」を「、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項第一号」に

改め、「県職員給与条例第十九条の二第二項及び」、「学校職員給与条例第十九条の二第二項及び」及び「第十八条の二第二項及び」の下に「第二項並びに」を、「学校職員給与条例第二十条第一項及び」の下に「第二十一条第一項並びに」を、「警察職員給与条例第二十条第一項」の下に「及び第二十一条第一項」を加え、「百分の百七十二・五」を「百分の九十五」と、県職員給与条例第二十二条第二項第一号、学校職員給与条例第二十一条第二項第一号及び警察職員給与条例第二十一条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」に改める。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第四条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。
第三条の二第一項中「及び住居手当」を削り、同条第二項中「及び単身赴任手当」を「、単身赴任手当及び在宅勤務等手当」に改める。

第四条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

（福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第五条 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第二条の二第一項中「、扶養手当及び住居手当」を「及び扶養手当」に改め、同条第二項中「管理職員特別勤務手当、管理職手当及び特定任期付職員業績手当」を「在宅勤務等手当、管理職員特別勤務手当及び管理職手当」に改める。

第三条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び勤勉手当」に改める。

（福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第六条 福岡県職員の定年等に関する条例等（令和四年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条中「、第十二条、第十三条、第十三条の二の二及び第十三条の三」及

び「第十二条、第十三条及び第十三条の三、福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例」を「及び第十二条」に、「第十一条、第十二条、第十二条の三、第二十三条の二及び第二十三条の二の二」を「及び第十一条」に改める。

附則第二十九条中「、扶養手当及び住居手当」を「及び扶養手当」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第二条 施行日の前日において第一条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）別表第一行政職給料表の九級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、第一条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第五イ行政職給料表級別標準職務表に定めるところにより、同表の八級又は九級とする。（号給の切替え）

第三条 施行日の前日において改正前の給与条例別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた職員（附則第十条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第四号。附則第十条において「平成二十九年改正条例」という。）附則別表第四の適用を受けていた職員を含む。）であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第一に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

2 前条の規定により新級を決定される職員の施行日における号給（附則別表第二において「新号給」という。）は、新級及び施行日の前日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

第四条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委

員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第五条 附則第二条の規定により新級を決定される職員で、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、令和十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第六条 施行日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の給与条例第十二条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障がい者」とあるのは「五 重度心身障がい者」と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万五千円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

(令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置)

第七条 施行日から令和十年三月三十一日までの間における改正後の給与条例第十三条の二第二項の規定の適用については、同項第三号中「百分の十二」とあるのは「百分の十四を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第八条 改正後の給与条例第十三条の五の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第九条 福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「、第十三条、第十三条の二の二」を「、第十三条の二の二」

に、「第十二条、第十二条の三」を「第十二条の三」に、「第十三条、第十三条の三」を「第十三条の三」に改める。

（平成二十九年改正条例の一部改正）

第十条 平成二十九年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第六条中「百四十二号給から百七十二号給」を「百三十八号給から百六十八号給」に改める。

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第4（附則第6条関係） 特例号給表

職員の区分	職務の級 号 給	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	98				416,700
	99				417,000
	100				417,200
	101				417,400
	102				417,700
	103				418,000
	104				418,200
	105				418,400
	106				418,700
	107				419,000
	108				419,200
	109				419,400
	110				419,700
	111				420,000
	112				420,200
	113				
	114			401,400	
	115			401,700	
	116			401,900	
	117			402,100	
	118			402,400	
	119			402,700	
	120			402,900	
	121			403,100	
	122			403,400	
	123			403,700	
	124			403,900	
	125			404,100	
	126			404,400	
	127			404,700	
	128			404,900	
	129			405,100	
	130			405,400	
	131			405,700	
	132			405,900	
	133			406,100	
	134	354,700		406,400	
	135	355,100		406,700	
	136	355,500		406,900	
	137	356,000			
	138	356,400	393,500		
	139	356,800	393,800		
	140	357,200	394,000		
	141	357,700	394,200		

142	358,100	394,500		
143	358,500	394,800		
144	358,900	395,000		
145	359,400	395,200		
146	359,800	395,500		
147	360,200	395,800		
148	360,600	396,000		
149	361,100	396,200		
150	361,500	396,500		
151	361,900	396,800		
152	362,300	397,000		
153	362,800	397,200		
154	363,200	397,500		
155	363,600	397,800		
156	364,000	398,000		
157	364,500	398,200		
158	364,900	398,500		
159	365,300	398,800		
160	365,700	399,000		
161	366,200	399,200		
162	366,600	399,500		
163	367,000	399,800		
164	367,400	400,000		
165		400,200		
166		400,500		
167		400,800		
168		401,000		

(人事委員会規則への委任)
第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第1（附則第3条第1項関係） 号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	1	2
19	15	11	11	7	1	2
20	16	12	12	8	1	2
21	17	13	13	9	1	2
22	18	14	14	10	1	2
23	19	15	15	11	1	3
24	20	16	16	12	2	3
25	21	17	17	13	2	3
26	22	18	18	14	2	3
27	23	19	19	15	2	4
28	24	20	20	16	3	4
29	25	21	21	17	3	4
30	26	22	22	18	3	4
31	27	23	23	19	3	5
32	28	24	24	20	3	5
33	29	25	25	21	3	5
34	30	26	26	22	4	5
35	31	27	27	23	4	6
36	32	28	28	24	4	6
37	33	29	29	25	4	6
38	34	30	30	26	4	6
39	35	31	31	27	4	6
40	36	32	32	28	4	7
41	37	33	33	29	4	7
42	38	34	34	30	5	
43	39	35	35	31	5	
44	40	36	36	32	5	
45	41	37	37	33	5	
46	42	38	38	34		
47	43	39	39	35		
48	44	40	40	36		
49	45	41	41	37		
50	46	42	42	38		
51	47	43	43	39		
52	48	44	44	40		
53	49	45	45	41		

54	50	46	46	42		
55	51	47	47	43		
56	52	48	48	44		
57	53	49	49	45		
58	54	50	50	46		
59	55	51	51	47		
60	56	52	52	48		
61	57	53	53	49		
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86	86			
95	91	87	87			
96	92	88	88			
97	93	89	89			
98	94	90	90			
99	95	91	91			
100	96	92	92			
101	97	93	93			
102	98	94	94			
103	99	95	95			
104	100	96	96			
105	101	97	97			
106	102	98	98			
107	103	99	99			
108	104	100	100			
109	105	101	101			
110	106	102	102			

111	107	103	103			
112	108	104	104			
113	109	105	105			
114	110	106	106			
115	111	107	107			
116	112	108	108			
117	113	109	109			
118	114	110	110			
119	115	111	111			
120	116	112	112			
121	117	113				
122	118	114				
123	119	115				
124	120	116				
125	121	117				
126	122	118				
127	123	119				
128	124	120				
129	125	121				
130	126	122				
131	127	123				
132	128	124				
133	129	125				
134	130	126				
135	131	127				
136	132	128				
137	133	129				
138	134	130				
139	135	131				
140	136	132				
141	137	133				
142	138	134				
143	139	135				
144	140	136				
145	141					
146	142					
147	143					
148	144					
149	145					
150	146					
151	147					
152	148					
153	149					
154	150					
155	151					
156	152					
157	153					
158	154					
159	155					
160	156					
161	157					
162	158					
163	159					
164	160					
165	161					
166	162					
167	163					

168	164					
169	165					
170	166					
171	167					
172	168					

備考 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第4号）附則別表第4の適用を受ける職員を含む。

ロ 医師職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5

54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ハ 看護師職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41

54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	58
71	67	67	63	59
72	68	68	64	60
73	69	69	65	61
74	70	70	66	62
75	71	71	67	63
76	72	72	68	64
77	73	73	69	65
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	
101	97	97	93	
102	98	98	94	
103	99	99	95	
104	100	100	96	
105	101	101	97	
106	102	102	98	
107	103	103	99	
108	104	104	100	
109	105	105	101	
110	106	106		

111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110	110		
115	111	111		
116	112	112		
117	113	113		
118	114	114		
119	115	115		
120	116	116		
121	117	117		
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

ニ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9

54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70	62	
79	71	63	
80	72	64	
81	73	65	
82	74	66	
83	75	67	
84	76	68	
85	77	69	
86	78	70	
87	79	71	
88	80	72	
89	81	73	

ホ 特定獣医師職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	

54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82	78		
91	87	83	83	79		
92	88	84	84	80		
93	89	85	85	81		
94	90	86	86	82		
95	91	87	87	83		
96	92	88	88	84		
97	93	89	89	85		
98	94	90	90			
99	95	91	91			
100	96	92	92			
101	97	93	93			
102		94	94			
103		95	95			
104		96	96			
105		97	97			
106		98	98			
107		99	99			
108		100	100			
109		101	101			
110			102			

111			103			
112			104			
113			105			

附則別表第2（附則第3条第2項関係） 旧級が行政職給料表の9級である職員の号給の切替表

新級 旧号給	8 級	9 級
1	9	1
2	9	1
3	9	1
4	9	1
5	9	1
6	9	1
7	9	1
8	9	1
9	9	1
10	9	2
11	9	2
12	9	2
13	9	2
14	9	3
15	9	3
16	9	3
17	9	3
18	9	3
19	9	4
20	9	4
21	9	4

福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三号

福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。）」が認める場合には」に、「又は居所」を「居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同条第三号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第四号中「扶養親族」を「家族」に、「届出はしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「以下」を「次号において」に、「主として職員の収入により生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条に次の一号を加える。

九 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約(旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第七項において同じ。）を締結したものをいう。

第三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「失職」を「、失職」に改め、同条第五項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）」及び「その出発前に」を削り、「を変更(取消を含む。以下同じ。）」を「の変更(取消

しを含む。次条第三項及び第四項並びに第五条において同じ。）」を受け」に、「場合において」を「場合のほか、次に掲げる場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた金額で、規則」を「なる金額又は支出を要する金額で規則」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 第一項及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第二十条、第二十二條第一項及び第二十五条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

第三条に次の一項を加える。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第三項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「基き、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅費の支給を伴う旅行命令等を発し、又はその変更をするには、当該旅行に関し必要な事項を記載した出張命令書、赴任命令書又は旅行依頼書(以下この条において「出張命令書等」という。）を確認して行わなければならない。ただし、出張命令書等により旅行命令等を発し、又はその変更をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができ。

第四条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項ただし書の場合において、旅行者は、できるだけ速やかに出張命令書等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、旅行命令権者の確認を受けなければならない。第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改

め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

（普通旅費の種目）

第六条 普通旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費とする。

（特殊旅費の種目）

第七条 特殊旅費の種目は、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

第八条第一項中「、経済的」を「、前二条に定める種目及び次章に定める内容に基づき、最も経済的」に、「の旅費により」を「によつて」に改め、同項ただし書中「経済的」を「最も経済的」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条 削除

第十条 移動中における年度経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

第十一条第一項中「もの」の下に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の下に「又は当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の下に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改める。

第十二条から第十七条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第十二条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道並びにこれらに類するものをいう。次項及び第十五条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 急行料金
- 三 寝台料金
- 四 座席指定料金
- 五 特別車両料金
- 六 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するとき、最下級の運賃の額とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、鉄道賃の支給方法は、規則で定める。

（船賃）

第十三条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものをいう。次項及び第十五条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 寝台料金
- 三 座席指定料金
- 四 特別船室料金
- 五 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するとき、最下級の運賃の額とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、船賃の支給方法は、規則で定める。

（航空賃）

第十四条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

て別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 前二項に定めるもののほか、航空賃の支給方法は、規則で定める。

（車賃）

第十五条 車賃は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第三号及び第四号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 自家用車（任命権者が知事と協議して定める基準に基づいて登録を受けたものに限る。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用

三 駐車場料金

四 有料道路利用料金

2 前項第二号に掲げる費用は、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車を利用して移動した場合に限り、規則で定める距離別定額により支給する。

3 前二項に定めるもののほか、車賃の支給方法は、規則で定める。

第十六条 削除

（宿泊費）

第十七条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に掲げる額（次条及び同表において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（包括宿泊費）

第十七条の二 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第十二条から第十五条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。第十八条を次のように改める。

（宿泊手当）

第十八条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜当たり二千四百円とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合には、宿泊手当の額は、同項で定める額を超えない範囲内で規則で定める一夜当たりの定額とする。

第十九条中「の額」を削り、「より通信連絡費等の費用で規則で定めるものについて」を「よる電信、電話、郵便等の通信又は資料の複写に要する費用とし、その額は、」に改める。

第二十条を次のように改める。

（転居費）

第二十条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第二十二条第一項第一号又は第二号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

第二十一条の見出しを「（着後滞在費）」に改め、同条第一項を次のように改める。

着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

第二十一条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十四条」に、「着後手当」を「着後滞在費」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改め、同項第一号中「移転」を「転居」に改める。

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

（家族移転費）

第二十二条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次

に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以上内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

第二十三条 削除

第二十四条の見出しを「（近距離の転居に係る転居費等の制限）」に改め、同条第一項中「赴任に伴う移転」を「在勤庁の変更に伴う旅行」に、「移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、」を「県公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は」に改め、同項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条第一項を次のように改める。

第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第二十五条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

第二十六条を次のように改める。

（遺族の旅費）

第二十六条 第三条第二項第三号又は第四号の規定により支給する旅費は、出張又は

赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第二章中第二十六条の次に次の一条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第二十六条の二 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第十二条第一項各号、第十三条第一項各号、第十四条第一項各号及び第十五条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第八条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十七条、第十七条の二、第二十条、第二十一条及び第二十二条第一項並びに第八条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第二十七条第一項中「公用の交通機関等を利用して旅行した」を「県以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十九条第一項中「を準用する」を「及びこれに基づく命令を準用する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十一条中「第四条」を「第二条第一号」に改める。

第三十二条を第三十三条とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

（旅費の返納）

第三十二条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。
別表第一を削り、付則の次に次の別表を加える。
別表（第十七条関係）

区 分	宿泊費基準額（一夜につき）
北海道	一三、〇〇〇円
青森県	一一、〇〇〇円
岩手県	九、〇〇〇円
宮城県	一〇、〇〇〇円
秋田県	一一、〇〇〇円
山形県	一〇、〇〇〇円
福島県	八、〇〇〇円
茨城県	一一、〇〇〇円
栃木県	一〇、〇〇〇円
群馬県	一〇、〇〇〇円
埼玉県	一九、〇〇〇円
千葉県	一七、〇〇〇円
東京都	一九、〇〇〇円
神奈川県	一六、〇〇〇円
新潟県	一六、〇〇〇円
富山県	一一、〇〇〇円
石川県	九、〇〇〇円
福井県	一〇、〇〇〇円
山梨県	一二、〇〇〇円
長野県	一一、〇〇〇円
岐阜県	一三、〇〇〇円
静岡県	九、〇〇〇円
愛知県	一一、〇〇〇円
三重県	九、〇〇〇円
滋賀県	一一、〇〇〇円
京都府	一九、〇〇〇円
大阪府	一三、〇〇〇円
兵庫県	一二、〇〇〇円
奈良県	一一、〇〇〇円

和歌山県	一一、〇〇〇円
鳥取県	八、〇〇〇円
島根県	九、〇〇〇円
岡山県	一〇、〇〇〇円
広島県	一三、〇〇〇円
山口県	八、〇〇〇円
徳島県	一〇、〇〇〇円
香川県	一五、〇〇〇円
愛媛県	一〇、〇〇〇円
高知県	一一、〇〇〇円
福岡県	一八、〇〇〇円
佐賀県	一一、〇〇〇円
長崎県	一一、〇〇〇円
熊本県	一四、〇〇〇円
大分県	一一、〇〇〇円
宮崎県	一二、〇〇〇円
鹿児島県	一二、〇〇〇円
沖縄県	一一、〇〇〇円

（福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号

）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条、第四条）

一 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃

鉄道賃	福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十七号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により算定した額。ただし、旅費条例第十二条第二項に定める運賃の額の上限については、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とし、旅費条例付則第七項の規定は、県外（旅費条例第二条第七号に規定する県外をいう。以下同じ。）の旅行をした場合には適用しない。
-----	--

区 分	知事 副知事	宿泊費基準額（一夜につき）
	その他の特別職	
北海道	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
青森県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
岩手県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
宮城県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円

三 宿泊費基準額

おいて同じ。）

第一中その他の区分に該当するものの以外の者をいう。（三の表に

く特別職の職員のうち、第二条第十三号に掲げる者であつて別表

備考 この表において「その他の特別職」とは、知事及び副知事を除

職 その他の特別	知事 副知事	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当	旅行雑費
	旅費条例の適用を受ける職員 の例により算定した額。ただし、 旅費条例第十七条及び第十七条の二に規定する宿泊費 基準額については、三の表そ の他の特別職の欄のとおりと する。	旅費条例の適用を受ける職員 の例により算定した額。ただし、 旅費条例第十七条及び第十七条の二に規定する宿泊費 基準額については、三の表知 事 副知事の欄のとおりとす る。	旅費条例の適用を受ける職員 の例により算定した額。ただし、 旅費条例第十七条及び第十七条の二に規定する宿泊費 基準額については、三の表知 事 副知事の欄のとおりとす る。	旅費条例の適用を受ける職員 の例により算定した額。ただし、 旅費条例第十七条及び第十七条の二に規定する宿泊費 基準額については、三の表知 事 副知事の欄のとおりとす る。	旅費条例の適用を受ける職員 の例により算定した額。ただし、 旅費条例第十七条及び第十七条の二に規定する宿泊費 基準額については、三の表知 事 副知事の欄のとおりとす る。

二 宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費

船賃	航空賃	車賃
旅費条例の適用を受ける職員の例により算定した額。ただし、旅費条例第十三条第二項に定める運賃の額の上限については、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とし、旅費条例付則第七項の規定は、県外の旅行をした場合には適用しない。	旅費条例の適用を受ける職員の例により算定した額。ただし、知事及び副知事に係る旅費条例第十四条第二項に定める運賃の額の上限については、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最上級の運賃の額とする。	旅費条例の適用を受ける職員の例により算定した額

秋田県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
山形県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
福島県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
茨城県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
栃木県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
群馬県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
埼玉県	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
千葉県	三六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
東京都	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
神奈川県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
新潟県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
富山県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
石川県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
福井県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
山梨県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
長野県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
岐阜県	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
静岡県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
愛知県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
三重県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
滋賀県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
京都府	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
大阪府	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
兵庫県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
奈良県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
和歌山県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
鳥取県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
島根県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
岡山県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
広島県	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
山口県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
徳島県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
香川県	三三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
愛媛県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円

高知県	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
福岡県	三八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
佐賀県	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
長崎県	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
熊本県	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
大分県	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
宮崎県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
鹿児島県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
沖縄県	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円

四 転居費、着後滞在費及び家族移転費

転居費、着後滞在費及び家族移転費は、旅費条例第二十条から第二十二条までの規定を準用する。この場合において、旅費条例第二十一条中「宿泊費及び宿泊手当」とあるのは「福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）別表第三の宿泊費及び宿泊手当」と、旅費条例第二十二条第一項中「職員」とあるのは「福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）に規定する特別職の職員」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の福岡県職員等の旅費に関する条例及び第二条の規定による改正後の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項及び第四項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第十六条第一項中「定める者」の下に「（第十九条の二第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十九条の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十九条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十九条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項」を「第六十一条の二十項」に改める。

（福岡県専門医研修資金貸与条例の一部改正）

第三条 福岡県専門医研修資金貸与条例（令和二年福岡県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第六十一条第六項において読み替えて準用する同条第三項」を「第六十一条の二第三項」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五号

福岡県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県条例第六号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例
福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第三項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に改める。

附則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第七号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項、第四十五条第二号、第五十八条第一項、第六十八条第一項及び第七十六条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県条例第八号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第二項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）について定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において「一時保護施設」とは、法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設であつて、県が児童相談所に設置するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第三条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第四条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第五条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第六条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第七条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第八条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（入所した児童を平等に取り扱う原則）

第九条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によつて、差別的取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第十条 児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な

事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第十一条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第十二条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第十三条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

第十四条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第十五条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備の基準）

第十六条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童ができる限り良好な家庭環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 少年（法第四条第一項第三号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

六 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事
八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面
積を有すること。

九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象
として設けるときは、この限りでない。

十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指
向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法
律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に
規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十一 児童の生活の場合は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整える
こと。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第十七条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有
し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限
り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第十八条 一時保護施設の職員は、常に自己研さんに励み、法第三十三条第一項又は第
二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及
び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入
所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要
な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第十九条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び
第二十二条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法師担当職員、個別対
応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。た
だし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導
を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時
保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する一時保護施設

設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人
につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満
三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3 心理療法師担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない
。

（夜間の職員配置）

第二十条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員
二人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職
員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人
を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一
項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に
規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない
い。

（一時保護施設の管理者等）

第二十一条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営
する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければな
らない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福
祉に係る相談援助業務（法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。）
に通算しておおむね五年以上に従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の
運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定
する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得
ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第二十二條 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの
十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの
2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

(心理療法担当職員の資格)

第二十三條 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)

若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第二十四條 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第二十五條 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第二十六條 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。

ただし、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第二十七条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該

一時保護施設内で調理する方法(第二十五条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第二十八条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第二十九条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健全な成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第三十条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が当該一時保護施設を退所した後も適切な支援を受けられるよう、当該児童の一時保護の決定を行った児童相談所長に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第三十二条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する児童の支援に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第三十三条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第三十四条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第三十五条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第三十六条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（設備に関する経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第十六条

の規定は適用せず、福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号。次条において「児童福祉施設基準条例」という。）第五十七条の規定を準用する。

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

第三条 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例に定める基準により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設基準条例第五十八条及び第六十五条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行ってもなおこの条例に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、当該一時保護施設は、令和十一年三月三十一日まで、この条例に定める基準によらないことができる。この場合においては、児童福祉施設基準条例第五十八条及び第六十五条の規定を準用する。

（指導教育担当職員に関する経過措置）

第四条 令和八年三月三十一日までの間は、第二十一条第三項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第九号

例 福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第六号及び第二十五条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十号

福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

福岡県環境影響評価条例（平成十年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十一号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表四四の項金額の欄を次のように改める。

一件につき

二四、〇〇〇円

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十二号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例（昭和五十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十五中表の部分を次のように改める。

単位	金額	
	一般	児童・中学生
一人・一回	三〇〇円	一〇〇円

別表第二に次のように加える。

十七 オートキャンプ場

都市公園名	区分	単位	金額
筑後広域公園	キャンプサイト（二二〇平方メートル）	一区画・一回	六、六〇〇円
	キャンプサイト（二〇〇平方メートル）		一一、〇〇〇円
	ドギーサイト		一七、〇〇〇円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十三号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地

手当等に関する条例の一部を改正する条例

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「前項第一号及び第三号から第六号まで」を「前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については一人につき一万三千円、前項第二号から第五号まで」に改め、「、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の二第二項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同条第四項を削る。

第十三条の三第二項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第十三条の四第三項及び第四項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削る。

第十三条の五第三項中「国家公務員又は他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十三条の六 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十九条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第二十三条の五第二項中「、第十二条、第十三条及び第十三条の三」を「及び第十二条」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第6条関係）教育職給料表

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	480,400
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	481,000
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	481,600
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	482,200
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	482,800
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	483,300
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	483,800
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	484,300
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	484,800
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	485,300
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	485,700
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	486,100
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	
	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
	43	269,000	318,000	386,400	438,100	
	44	269,900	319,700	387,800	439,300	

45	270,600	321,400	389,300	440,500
46	271,400	323,300	390,900	441,800
47	272,200	325,000	392,500	443,000
48	273,000	326,700	393,900	444,200
49	273,800	328,400	395,100	445,300
50	274,600	330,200	396,500	446,500
51	275,300	332,000	397,900	447,700
52	276,100	333,700	399,200	448,900
53	276,900	335,400	400,400	450,100
54	277,700	336,700	401,600	451,300
55	278,500	338,000	402,900	452,500
56	279,300	339,300	404,200	453,700
57	280,000	340,800	405,500	454,800
58	280,600	342,400	406,800	455,400
59	281,400	343,900	408,200	455,900
60	282,300	345,500	409,400	456,400
61	283,100	347,000	410,600	456,900
62	283,700	348,600	412,000	457,400
63	284,500	350,200	413,400	457,900
64	285,200	351,700	414,700	458,400
65	286,200	353,200	415,900	458,800
66	287,000	354,800	417,100	459,300
67	287,800	356,400	418,400	459,700
68	288,500	357,900	419,800	460,100
69	289,200	359,400	421,100	460,500
70	290,000	361,000	422,300	460,900
71	290,800	362,600	423,300	461,300
72	291,500	364,100	424,500	461,700
73	292,200	365,600	425,700	462,000
74	292,900	367,200	426,800	
75	293,600	368,800	428,000	
76	294,200	370,300	429,000	
77	294,800	371,800	430,100	
78	295,500	373,200	431,100	
79	296,200	374,600	432,100	
80	296,800	375,900	433,100	
81	297,400	377,200	434,000	
82	298,100	378,600	434,800	
83	298,800	380,000	435,600	
84	299,500	381,300	436,400	
85	300,200	382,400	437,100	
86	301,000	383,800	437,500	
87	301,700	385,100	437,900	
88	302,400	386,400	438,300	
89	303,100	387,600	438,700	
90	304,000	388,900	439,000	
91	304,800	390,000	439,300	
92	305,600	391,200	439,500	

93	306, 100	392, 400	439, 800
94	306, 900	393, 500	440, 100
95	307, 700	394, 700	440, 400
96	308, 500	395, 900	440, 600
97	309, 200	397, 300	440, 800
98	310, 000	398, 300	441, 100
99	310, 800	399, 300	441, 400
100	311, 500	400, 300	441, 600
101	312, 300	401, 200	441, 800
102	313, 200	402, 200	442, 100
103	314, 100	403, 300	442, 400
104	314, 900	404, 400	442, 600
105	315, 500	405, 100	442, 800
106	316, 300	406, 000	443, 100
107	317, 100	406, 900	443, 400
108	317, 900	407, 800	443, 600
109	318, 600	408, 600	443, 800
110	319, 000	409, 400	
111	319, 400	410, 200	
112	319, 900	411, 000	
113	320, 400	411, 600	
114	320, 800	412, 300	
115	321, 300	413, 000	
116	321, 700	413, 700	
117	322, 200	414, 300	
118	322, 700	414, 800	
119	323, 100	415, 200	
120	323, 600	415, 500	
121	324, 100	415, 800	
122	324, 500	416, 100	
123	325, 000	416, 400	
124	325, 500	416, 600	
125	326, 100	416, 800	
126	326, 400	417, 100	
127	326, 700	417, 400	
128	327, 000	417, 600	
129	327, 200	417, 800	
130	327, 500	418, 100	
131	327, 800	418, 400	
132	328, 000	418, 600	
133	328, 200	418, 800	
134	328, 400	419, 100	
135	328, 600	419, 400	
136	328, 900	419, 600	
137	329, 200	419, 800	
138	329, 400	420, 100	
139	329, 700	420, 400	
140	330, 000	420, 600	

	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400	422,100			
	147	331,700	422,400			
	148	332,000	422,600			
	149	332,200	422,800			
	150	332,400	423,100			
	151	332,700	423,400			
	152	333,000	423,600			
	153	333,200	423,800			
	154	333,500				
	155	333,800				
	156	334,000				
	157	334,200				
	158	334,500				
	159	334,800				
	160	335,000				
	161	335,200				
	162	335,500				
	163	335,800				
	164	336,000				
	165	336,200				
	166	336,500				
	167	336,800				
	168	337,000				
	169	337,200				
	170	337,500				
	171	337,800				
	172	338,000				
	173	338,200				
	174	338,500				
	175	338,800				
	176	339,000				
	177	339,200				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考

- この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	456,700
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	457,100
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	457,500
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	457,900
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	458,300
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	458,700
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	459,100
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	459,500
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	459,900
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	460,200
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
	44	269,200	299,400	382,100	401,700	

45	270,200	301,100	383,200	402,900
46	271,000	302,900	384,500	404,100
47	271,800	304,600	385,800	405,300
48	272,600	306,200	387,000	406,500
49	273,300	307,800	387,900	407,600
50	274,100	309,500	389,100	408,600
51	274,800	311,300	390,100	409,900
52	275,500	313,000	391,200	411,100
53	276,300	314,300	392,000	412,300
54	277,100	316,200	393,100	413,400
55	277,900	318,000	394,100	414,500
56	278,600	319,700	395,100	415,600
57	279,300	321,400	396,200	416,600
58	280,100	323,300	397,200	417,800
59	280,900	325,000	398,300	419,000
60	281,600	326,700	399,400	420,200
61	282,200	328,400	400,400	420,800
62	282,900	330,200	401,500	421,600
63	283,600	332,000	402,600	422,300
64	284,200	333,700	403,600	422,800
65	284,900	335,400	404,500	423,100
66	285,600	336,700	405,400	423,400
67	286,300	338,000	406,400	423,800
68	287,000	339,300	407,400	424,200
69	287,700	340,800	408,200	424,500
70	288,500	342,300	409,000	424,900
71	289,200	343,800	409,700	425,200
72	289,900	345,300	410,500	425,500
73	290,400	346,700	411,200	425,800
74	291,100	348,200	411,800	426,200
75	291,800	349,700	412,500	426,500
76	292,400	351,200	413,200	426,800
77	293,000	352,600	413,800	427,100
78	293,700	354,100	414,500	427,400
79	294,300	355,600	415,000	427,700
80	294,900	357,100	415,600	427,900
81	295,500	358,500	416,000	428,100
82	296,100	359,800	416,400	428,400
83	296,700	361,100	416,700	428,700
84	297,300	362,300	417,000	428,900
85	297,800	363,500	417,200	429,100
86	298,300	364,700	417,500	429,400
87	298,800	365,900	417,800	429,700
88	299,300	367,000	418,000	429,900
89	299,700	368,100	418,200	430,100
90	300,300	369,200	418,500	430,400
91	300,800	370,300	418,800	430,700
92	301,300	371,400	419,000	430,900

93	301,600	372,500	419,200	431,100
94	302,100	373,700	419,500	
95	302,600	374,800	419,800	
96	303,000	375,900	420,000	
97	303,400	376,900	420,200	
98	303,900	377,900	420,500	
99	304,400	378,800	420,800	
100	304,800	379,700	421,000	
101	305,200	380,500	421,200	
102	305,600	381,500	421,500	
103	306,000	382,400	421,800	
104	306,300	383,300	422,000	
105	306,500	384,100	422,200	
106	306,800	385,000	422,500	
107	307,100	385,900	422,800	
108	307,300	386,800	423,000	
109	307,500	387,600	423,200	
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126	311,700	400,700		
127	312,000	401,200		
128	312,200	401,800		
129	312,400	402,400		
130	312,700	403,000		
131	313,000	403,500		
132	313,200	404,000		
133	313,400	404,300		
134	313,700	404,600		
135	314,000	404,900		
136	314,200	405,200		
137	314,400	405,500		
138		405,800		
139		406,100		
140		406,400		

	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
	162		412,100			
	163		412,400			
	164		412,600			
	165		412,800			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第6条関係）行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	391,200
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	393,700
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	396,200
	25	220,000	262,200	292,400	334,200	359,900	398,600
	26	221,700	263,300	293,400	336,100	361,700	400,900
	27	223,000	264,200	294,400	337,800	363,400	403,100
	28	224,300	265,400	295,500	339,400	365,100	405,400
	29	225,600	266,400	296,600	340,900	366,500	407,200
	30	226,700	267,500	297,800	342,500	367,800	409,200
	31	227,800	268,800	298,900	344,100	369,000	411,000
	32	228,900	269,900	300,100	345,700	370,400	412,800
	33	230,000	270,800	301,300	347,400	373,700	414,700
	34	231,100	271,800	302,600	349,200	375,600	416,500
	35	232,200	272,800	303,900	351,000	377,500	418,300
	36	233,300	273,600	305,200	352,800	379,500	420,200
	37	235,600	274,800	306,500	354,300	381,000	422,000
	38	237,100	276,000	307,800	355,700	382,800	423,500
	39	238,600	277,000	309,100	357,100	384,600	425,000
	40	240,000	278,000	310,400	358,500	386,100	426,600
	41	241,300	279,000	311,400	360,000	387,800	428,200
	42	242,700	280,200	313,100	360,800	389,200	429,400
	43	244,000	281,400	314,800	361,800	390,700	430,700
	44	245,300	282,400	316,300	362,800	392,200	431,900

45	246,200	283,900	317,800	365,700	393,600	433,100
46	247,300	285,200	319,700	367,000	394,800	434,400
47	248,300	286,300	321,600	368,400	396,000	435,700
48	249,400	287,500	323,300	369,700	397,100	436,900
49	250,600	288,600	324,900	371,000	398,200	438,000
50	251,800	290,100	326,600	371,900	399,400	438,800
51	253,000	291,400	328,300	373,000	400,600	439,600
52	254,000	292,600	330,100	374,000	401,700	440,400
53	254,900	293,800	331,400	374,800	402,400	440,900
54	256,000	295,300	333,300	375,700	403,000	441,600
55	257,000	296,400	335,100	376,600	403,700	442,300
56	257,900	297,700	337,100	377,500	404,300	443,000
57	258,900	298,900	339,000	378,400	404,900	443,800
58	259,800	300,300	340,900	379,200	405,500	444,600
59	260,700	301,600	342,800	380,000	406,000	445,000
60	261,400	303,000	344,700	380,700	406,300	445,600
61	262,300	304,100	346,500	381,400	406,700	446,100
62	262,800	305,500	348,400	382,000	407,000	446,500
63	263,300	306,900	350,100	382,600	407,300	446,900
64	263,900	308,000	351,900	383,300	407,600	447,300
65	264,800	309,400	353,400	383,800	407,900	447,700
66	265,500	310,800	354,800	384,400	408,200	448,100
67	266,100	312,200	356,300	385,000	408,500	448,500
68	266,600	313,600	357,700	385,700	408,800	448,800
69	267,100	314,300	359,300	386,100	409,100	449,100
70	268,100	315,500	360,100	386,800	409,400	449,500
71	269,200	316,800	361,300	387,400	409,700	449,800
72	270,200	318,200	362,300	388,000	409,900	450,100
73	271,100	319,500	363,200	388,400	410,200	450,400
74	272,100	321,100	364,300	389,000	410,500	
75	273,100	322,700	365,200	389,600	410,800	
76	274,100	324,000	366,200	390,200	411,100	
77	274,900	325,600	367,100	390,600	411,300	
78	275,700	326,700	367,800	391,100	411,600	
79	276,600	327,900	368,500	391,600	411,900	
80	277,500	329,000	369,200	392,200	412,200	
81	278,400	329,700	369,600	392,500	412,400	
82	279,100	330,600	370,200	392,900	412,700	
83	280,000	331,300	370,800	393,300	413,000	
84	280,900	332,000	371,500	393,700	413,200	
85	281,600	332,900	371,800	394,000	413,400	
86	282,300	333,300	372,500	394,300	413,700	
87	283,200	334,000	373,100	394,600	414,000	
88	284,100	334,700	373,800	394,900	414,200	
89	284,800	335,500	374,100	395,100	414,400	
90	285,600	336,100	374,700	395,400	414,700	
91	286,500	336,800	375,300	395,700	415,000	
92	287,400	337,500	375,900	395,900	415,200	

93	288,600	338,100	376,300	396,100	415,400
94		338,700	376,800	396,400	415,700
95		339,100	377,500	396,700	416,000
96		339,700	378,100	396,900	416,200
97		340,000	378,500	397,100	416,400
98		340,500	379,000	397,400	
99		340,900	379,600	397,700	
100		341,400	380,100	397,900	
101		341,800	380,600	398,100	
102		342,300	381,200	398,400	
103		342,700	381,700	398,700	
104		343,200	382,000	398,900	
105		343,500	382,400	399,100	
106		343,900	382,900	399,400	
107		344,300	383,300	399,700	
108		344,700	383,700	399,900	
109		345,000	384,100	400,100	
110		345,400	384,600	400,400	
111		345,900	385,000	400,700	
112		346,300	385,400	400,900	
113		346,600	385,700	401,100	
114		346,900	386,100		
115		347,400	386,500		
116		347,800	386,900		
117		347,900	387,200		
118		348,400	387,600		
119		348,800	388,000		
120		349,100	388,300		
121		349,400	388,600		
122		349,800	389,000		
123		350,200	389,300		
124		350,600	389,600		
125		351,100	389,900		
126		351,500	390,200		
127		351,900	390,500		
128		352,300	390,800		
129		352,800	391,100		
130		353,200	391,400		
131		353,500	391,700		
132		353,800	392,000		
133		354,300	392,200		
134			392,500		
135			392,800		
136			393,000		
137			393,200		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

（福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（号給の切替え）

第二条 施行日の前日において第一条の規定による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一及び別表第二の給料表の適用を受けていた職員（附則第八条の規定による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第十四号。附則第八条において「平成二十九年改正条例」という。）附則別表第四の適用を受けていた職員を含む。）であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの施行日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

第三条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第四条 施行日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の給与条例第十二条の規定の適用については、同条第二項中「五 重度心身障がい者」とあるのは
「五 重度心身障がい者
六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含む。）」と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

第五条 施行日から令和十年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の給与条例第十三条の第二項の規定の適用については、同項第三号中「百分の十二」とあるのは「百分の十四を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第六条 第一条の規定による改正後の給与条例第十三条の五の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

（へき地手当等に関する経過措置）

第七条 第二条の規定による改正後の福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例第三条及び第四条の規定は、施行日前に在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員にも適用する。

（平成二十九年改正条例の一部改正）

第八条 平成二十九年改正条例の一部を次のように改正する。
附則第六条中「百四十二号給から百七十二号給」を「百三十八号給から百六十八号給」に改める。
附則別表第四を次のように改める。

附則別表第4（附則第6条関係） 特例号給表

職員の区分	職務の級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	98				416,700
	99				417,000
	100				417,200
	101				417,400
	102				417,700
	103				418,000
	104				418,200
	105				418,400
	106				418,700
	107				419,000
	108				419,200
	109				419,400
	110				419,700
	111				420,000
	112				420,200
	113				
	114			401,400	
	115			401,700	
	116			401,900	
	117			402,100	
	118			402,400	
	119			402,700	
	120			402,900	
	121			403,100	
	122			403,400	
	123			403,700	
	124			403,900	
	125			404,100	
	126			404,400	
	127			404,700	
	128			404,900	
	129			405,100	
	130			405,400	
	131			405,700	
	132			405,900	
	133			406,100	
	134	354,700		406,400	
	135	355,100		406,700	
	136	355,500		406,900	
	137	356,000			
	138	356,400	393,500		
	139	356,800	393,800		
	140	357,200	394,000		
	141	357,700	394,200		

142	358, 100	394, 500		
143	358, 500	394, 800		
144	358, 900	395, 000		
145	359, 400	395, 200		
146	359, 800	395, 500		
147	360, 200	395, 800		
148	360, 600	396, 000		
149	361, 100	396, 200		
150	361, 500	396, 500		
151	361, 900	396, 800		
152	362, 300	397, 000		
153	362, 800	397, 200		
154	363, 200	397, 500		
155	363, 600	397, 800		
156	364, 000	398, 000		
157	364, 500	398, 200		
158	364, 900	398, 500		
159	365, 300	398, 800		
160	365, 700	399, 000		
161	366, 200	399, 200		
162	366, 600	399, 500		
163	367, 000	399, 800		
164	367, 400	400, 000		
165		400, 200		
166		400, 500		
167		400, 800		
168		401, 000		

(人事委員会規則への委任)
第九條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表（附則第2条関係） 号給の切替表

イ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32
49	37	33	33
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	

53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		

109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		
118	106		
119	107		
120	108		
121	109		

ロ 教育職給料表(三)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	

54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		

111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		
118	106		
119	107		
120	108		
121	109		

ハ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41

54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86	86	
95	91	87	87	
96	92	88	88	
97	93	89	89	
98	94	90	90	
99	95	91	91	
100	96	92	92	
101	97	93	93	
102	98	94	94	
103	99	95	95	
104	100	96	96	
105	101	97	97	
106	102	98	98	
107	103	99	99	
108	104	100	100	
109	105	101	101	
110	106	102	102	

111	107	103	103	
112	108	104	104	
113	109	105	105	
114	110	106	106	
115	111	107	107	
116	112	108	108	
117	113	109	109	
118	114	110	110	
119	115	111	111	
120	116	112	112	
121	117	113		
122	118	114		
123	119	115		
124	120	116		
125	121	117		
126	122	118		
127	123	119		
128	124	120		
129	125	121		
130	126	122		
131	127	123		
132	128	124		
133	129	125		
134	130	126		
135	131	127		
136	132	128		
137	133	129		
138	134	130		
139	135	131		
140	136	132		
141	137	133		
142	138	134		
143	139	135		
144	140	136		
145	141			
146	142			
147	143			
148	144			
149	145			
150	146			
151	147			
152	148			
153	149			
154	150			
155	151			
156	152			
157	153			
158	154			
159	155			
160	156			
161	157			
162	158			
163	159			
164	160			
165	161			
166	162			
167	163			

168	164			
169	165			
170	166			
171	167			
172	168			

備考 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第14号）附則別表第4の適用を受ける職員を含む。

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十四号

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部
を改正する条例

(福岡県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次の
ように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、三八八
人」を「五、四〇九人」に、「四七二人」を「四七四人」に、「二〇六人」を「一九五
人」に、「六、〇六六人」を「六、〇七八人」に改め、同表特別支援学校の職員の項
中「二、〇二一人」を「二、〇三一人」に、「六四人」を「六九人」に、「二、一二
〇人」を「二、一三五人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部
を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「一五、五七九人
」を「一五、七〇三人」に、「六七五人」を「六五一一人」に、「二三二人」を「二三
四人」に、「七九七人」を「七七四人」に、「一七、二八三人」を「一七、三五二人
」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「二三五人」を「二一七人」に、「二三九
人」を「二三一人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県条例第十五号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十号)の一部
を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一 警察官

一一、一二九人

警視

二七八人

警部

六五八人

警部補及び巡査部長

六、六九〇人

巡査

警察教養施設において新任者として
教育訓練中の者を含む。

三、五〇三人

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十六号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)の一部を次
のように改正する。

第三条及び第五条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第七条第四項中「五十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日を経過した」を「次
の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 五十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日を経過した職員(次号に掲げる職
員を除く。)

二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの及び同表以外
の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委

員会規則で定める職員（第十一条第三項において「行七級職員等」という。）

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に、「以下「扶養親族である配偶者、父母等」を「第三項において「扶養親族である父母等」に改め、「（以下「行八級以上相当職員」という。）」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族である配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族である父母等」に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行七級職員等」という。）」を「行七級職員等」に改め、「前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十二条の二第二項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改める。

第十二条の三第二項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第十二条の四第三項及び第四項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削る。

第十二条の五第三項中「国家公務員又は他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十二条の六 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所におい

て、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十八条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第二十三条の三中「、第十一条、第十二条、第十二条の三、第二十三条の二及び第二十三条の二の二」を「及び第十一条」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	428,100
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	434,900
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	441,000
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	447,400
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	454,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	459,900
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	466,000
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	472,200
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	477,200
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	481,500
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	485,500
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	489,000
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	492,000
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	494,500
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	496,700
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	431,800	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	433,200	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	434,600	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	436,200	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	437,500	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	439,200	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	440,900	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	442,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	410,100	443,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	411,900	445,500	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	413,600	447,200	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	415,200	448,800	
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	416,800	450,200	
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	418,300	450,800	
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	419,900	451,500	
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	421,300	452,200	
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	422,600	452,500	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	424,100	453,100	
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	425,600	453,800	
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	427,100	454,400	
	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	428,600	455,200	
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	429,900	455,900	

51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	431,200	456,400
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	432,400	456,900
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	433,400	457,300
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	433,900	457,600
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	434,700	457,900
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	435,500	458,300
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	436,000	458,700
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	436,400	458,900
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	436,800	459,200
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	437,000	459,300
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	437,300	459,700
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	437,700	459,900
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	438,000	460,100
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	438,300	460,300
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	438,600	460,700
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	438,900	461,000
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	439,200	461,300
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	439,400	461,500
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	439,700	461,700
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	440,000	462,000
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	440,300	462,300
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	440,500	462,500
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	440,800	462,700
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	441,100	463,000
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	441,400	463,300
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	441,700	463,500
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	441,900	463,700
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	442,200	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	442,500	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	442,800	
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	443,000	
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	443,300	
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	443,600	
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	443,900	
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	444,100	
86	302,500	321,000	345,500	387,800	421,700	444,400	
87	303,200	322,000	347,000	388,400	422,100	444,700	
88	303,900	323,000	348,400	389,000	422,400	445,000	
89	304,600	324,000	349,700	389,300	422,700	445,200	
90	305,400	325,300	350,900	389,800		445,500	
91	306,200	326,500	352,100	390,300		445,800	
92	306,900	327,700	353,400	390,800		446,100	
93	307,400	328,900	354,700	391,200		446,300	
94	308,300	330,200	356,200	391,600			
95	309,200	331,400	357,700	392,100			
96	310,000	332,600	359,100	392,600			
97	310,800	333,800	360,400	393,000			
98	311,800	335,100	361,600	393,500			
99	312,700	336,300	362,700	394,000			
100	313,600	337,500	363,900	394,500			
101	314,500	338,900	365,000	394,800			
102	315,500	339,800	366,100	395,200			
103	316,500	340,800	367,200	395,700			
104	317,400	341,900	368,300	396,000			

	105	318,200	343,000	369,500	396,300				
	106	318,800	344,100	370,000	396,800				
	107	319,400	345,100	370,600	397,300				
	108	320,000	346,100	371,200	397,800				
	109	320,500	347,300	371,800	398,100				
	110	321,000	348,300	372,300	398,600				
	111	321,400	349,300	372,700	399,100				
	112	321,900	350,200	373,200	399,600				
	113	322,700	351,100	373,600	399,900				
	114	323,400	352,000	374,000	400,400				
	115	324,100	353,000	374,500	400,900				
	116	324,700	354,000	375,000	401,400				
	117	325,300	355,000	375,400	401,800				
	118	326,000	355,400	375,900	402,300				
	119	326,700	356,000	376,500	402,700				
	120	327,500	356,600	377,000	403,200				
	121	328,100	356,900	377,200	403,600				
	122	328,400	357,300	377,700	404,000				
	123	328,900	357,700	378,200	404,400				
	124	329,400	358,100	378,600	404,800				
	125	329,700	358,500	379,100	405,200				
	126		358,900	379,600	405,600				
	127		359,300	380,100	406,000				
	128		359,700	380,600	406,400				
	129		360,100	380,900	406,700				
	130		360,500	381,400	407,100				
	131		360,900	381,900	407,500				
	132		361,300	382,400	407,800				
	133		361,500	382,700	408,100				
	134		362,000	383,200					
	135		362,400	383,600					
	136		362,700	384,000					
	137		363,000	384,300					
	138		363,400	384,800					
	139		363,900	385,300					
	140		364,400	385,800					
	141		364,700	386,100					
	142		365,200						
	143		365,700						
	144		366,200						
	145		366,500						
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2（第6条関係）行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	488,500
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	488,500
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	488,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	391,200	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	393,700	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	396,200	
	25	220,000	262,200	292,400	334,200	359,900	398,600	488,500
	26	221,700	263,300	293,400	336,100	361,700	400,900	
	27	223,000	264,200	294,400	337,800	363,400	403,100	
	28	224,300	265,400	295,500	339,400	365,100	405,400	
	29	225,600	266,400	296,600	340,900	366,500	407,200	488,500
	30	226,700	267,500	297,800	342,500	367,800	409,200	
	31	227,800	268,800	298,900	344,100	369,000	411,000	
	32	228,900	269,900	300,100	345,700	370,400	412,800	
	33	230,000	270,800	301,300	347,400	373,700	414,700	488,500
	34	231,100	271,800	302,600	349,200	375,600	416,500	
	35	232,200	272,800	303,900	351,000	377,500	418,300	
	36	233,300	273,600	305,200	352,800	379,500	420,200	
	37	235,600	274,800	306,500	354,300	381,000	422,000	488,500
	38	237,100	276,000	307,800	355,700	382,600	423,500	
	39	238,600	277,000	309,100	357,100	384,600	425,000	
	40	240,000	278,000	310,400	358,500	386,100	426,600	
	41	241,300	279,000	311,400	360,000	387,800	428,200	488,500
	42	242,700	280,200	313,100	360,800	389,200	429,400	
	43	244,000	281,400	314,800	361,800	390,700	430,700	
	44	245,300	282,400	316,300	362,800	392,200	431,900	
	45	246,200	283,900	317,800	365,700	393,600	433,100	488,500
	46	247,300	285,200	319,700	367,000	394,800	434,400	
	47	248,300	286,300	321,600	368,400	396,000	435,700	
	48	249,400	287,500	323,300	369,700	397,100	436,900	
	49	250,600	288,600	324,900	371,000	398,200	438,000	488,500
	50	251,800	290,100	326,600	371,900	399,400	438,800	
	51	253,000	291,400	328,300	373,000	400,600	439,600	

52	254,000	292,600	330,100	374,000	401,700	440,400
53	254,900	293,800	331,400	374,800	402,400	440,900
54	256,000	295,300	333,300	375,700	403,000	441,600
55	257,000	296,400	335,100	376,600	403,700	442,300
56	257,900	297,700	337,100	377,500	404,300	443,000
57	258,900	298,900	339,000	378,400	404,900	443,800
58	259,800	300,300	340,900	379,200	405,500	444,600
59	260,700	301,600	342,800	380,000	406,000	445,000
60	261,400	303,000	344,700	380,700	406,300	445,600
61	262,300	304,100	346,500	381,400	406,700	446,100
62	262,800	305,500	348,400	382,000	407,000	446,500
63	263,300	306,900	350,100	382,600	407,300	446,900
64	263,900	308,000	351,900	383,300	407,600	447,300
65	264,800	309,400	353,400	383,800	407,900	447,700
66	265,500	310,800	354,800	384,400	408,200	448,100
67	266,100	312,200	356,300	385,000	408,500	448,500
68	266,600	313,600	357,700	385,700	408,800	448,800
69	267,100	314,300	359,300	386,100	409,100	449,100
70	268,100	315,500	360,100	386,800	409,400	449,500
71	269,200	316,800	361,300	387,400	409,700	449,800
72	270,200	318,200	362,300	388,000	409,900	450,100
73	271,100	319,500	363,200	388,400	410,200	450,400
74	272,100	321,100	364,300	389,000	410,500	
75	273,100	322,700	365,200	389,600	410,800	
76	274,100	324,000	366,200	390,200	411,100	
77	274,900	325,600	367,100	390,600	411,300	
78	275,700	326,700	367,800	391,100	411,600	
79	276,600	327,900	368,500	391,600	411,900	
80	277,500	329,000	369,200	392,200	412,200	
81	278,400	329,700	369,600	392,500	412,400	
82	279,100	330,600	370,200	392,900	412,700	
83	280,000	331,300	370,800	393,300	413,000	
84	280,900	332,000	371,500	393,700	413,200	
85	281,600	332,900	371,800	394,000	413,400	
86	282,300	333,300	372,500	394,300	413,700	
87	283,200	334,000	373,100	394,600	414,000	
88	284,100	334,700	373,800	394,900	414,200	
89	284,800	335,500	374,100	395,100	414,400	
90	285,600	336,100	374,700	395,400	414,700	
91	286,500	336,800	375,300	395,700	415,000	
92	287,400	337,500	375,900	395,900	415,200	
93	288,600	338,100	376,300	396,100	415,400	
94		338,700	376,800	396,400	415,700	
95		339,100	377,500	396,700	416,000	
96		339,700	378,100	396,900	416,200	
97		340,000	378,500	397,100	416,400	
98		340,500	379,000	397,400		
99		340,900	379,600	397,700		
100		341,400	380,100	397,900		
101		341,800	380,600	398,100		
102		342,300	381,200	398,400		
103		342,700	381,700	398,700		
104		343,200	382,000	398,900		
105		343,500	382,400	399,100		
106		343,900	382,900	399,400		

	107		344,300	383,300	399,700			
	108		344,700	383,700	399,900			
	109		345,000	384,100	400,100			
	110		345,400	384,600	400,400			
	111		345,900	385,000	400,700			
	112		346,300	385,400	400,900			
	113		346,600	385,700	401,100			
	114		346,900	386,100				
	115		347,400	386,500				
	116		347,800	386,900				
	117		347,900	387,200				
	118		348,400	387,600				
	119		348,800	388,000				
	120		349,100	388,300				
	121		349,400	388,600				
	122		349,800	389,000				
	123		350,200	389,300				
	124		350,600	389,600				
	125		351,100	389,900				
	126		351,500	390,200				
	127		351,900	390,500				
	128		352,300	390,800				
	129		352,800	391,100				
	130		353,200	391,400				
	131		353,500	391,700				
	132		353,800	392,000				
	133		354,300	392,200				
	134			392,500				
	135			392,800				
	136			393,000				
	137			393,200				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第6条関係）研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,900 円	233,900 円	326,100 円	376,000 円	446,500 円
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	243,800	294,800	365,200	415,900	
	30	245,400	296,300	366,100	417,100	
	31	247,000	297,800	366,900	418,700	
	32	248,600	299,300	367,700	420,200	
	33	250,300	300,800	368,400	421,500	
	34	252,200	302,300	369,200	422,900	
	35	254,200	303,800	370,000	424,300	
	36	256,100	305,200	370,800	425,700	
	37	258,100	306,600	371,600	427,100	
	38	260,200	307,500	372,400	428,500	
	39	262,300	308,400	373,200	429,900	
	40	264,400	309,300	374,000	431,300	
	41	266,400	310,100	374,800	432,400	
	42	268,800	310,600	376,100	433,700	
	43	271,300	311,100	377,400	435,100	
	44	273,800	311,600	378,600	436,400	
	45	276,100	313,600	379,300	437,200	
	46	278,200	315,100	380,300	438,000	
	47	280,100	316,400	381,100	438,900	
	48	282,200	317,700	381,800	439,800	
	49	284,400	318,900	382,500	440,600	
	50	286,100	320,800	383,200	441,400	
	51	287,800	322,800	383,900	442,000	

52	289,500	324,900	384,600	442,800
53	291,800	326,500	385,200	443,200
54	293,300	328,400	385,900	443,800
55	294,500	330,100	386,700	444,300
56	296,000	332,100	387,500	444,800
57	297,400	334,000	388,100	445,300
58	298,900	335,400	388,900	445,800
59	300,500	336,800	389,600	446,300
60	302,000	338,200	390,300	446,800
61	303,300	339,900	390,900	447,200
62	304,300	341,400	391,600	447,700
63	305,300	342,900	392,300	448,100
64	306,300	344,500	393,000	448,500
65	307,100	346,100	393,700	448,900
66	307,700	347,500	394,300	449,300
67	308,200	348,800	394,900	449,700
68	308,800	350,300	395,600	450,100
69	309,200	351,700	396,300	450,400
70	309,700	353,000	396,800	450,800
71	310,200	354,100	397,400	451,100
72	310,700	355,300	398,000	451,400
73	311,300	356,400	398,500	451,700
74	311,900	357,500	399,100	
75	312,300	358,600	399,700	
76	312,900	359,700	400,200	
77	313,600	360,600	400,700	
78	314,300	361,700	401,200	
79	315,000	362,900	401,700	
80	315,600	364,100	402,400	
81	315,900	364,600	402,800	
82	316,500	365,700		
83	317,100	366,900		
84	317,700	367,800		
85	318,100	369,000		
86	318,800	370,200		
87	319,300	371,400		
88	319,800	372,400		
89	320,400	373,500		
90	321,000	374,800		
91	321,600	376,000		
92	322,000	377,200		
93	322,700	377,900		
94	323,400	378,900		
95	324,100	379,700		
96	324,800	380,600		
97	325,300	381,400		
98	326,000	382,200		
99	327,000	382,900		
100	327,700	383,600		
101	328,400	384,200		
102	329,100	384,900		
103	329,700	385,800		
104	330,300	386,700		
105	331,100	387,200		
106	331,900	388,000		

	107	332,600	388,800			
	108	333,200	389,600			
	109	333,700	390,200			
	110	334,200	390,900			
	111	334,700	391,500			
	112	335,100	392,200			
	113	335,400	392,900			
	114	335,900	393,500			
	115	336,400	394,000			
	116	336,900	394,700			
	117	337,200	395,400			
	118	337,500	396,000			
	119	337,900	396,600			
	120	338,300	397,200			
	121	338,800	397,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験研究機関（警察本部の研究所等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(号給の切替え)

第二条 施行日の前日においてこの条例による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第三までの給料表の適用を受けていた職員（附則第七条の規定による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第十七号。附則第七条において「平成二十九年改正条例」という。）附則別表第四の適用を受けていた職員を含む。）であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの施行日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
(施行日前の異動者の号給の調整)

第三条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第四条 施行日から令和八年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の給与条例第十一条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障がい者」とあるのは「五 六 重度心身障がい者

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「

、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

(令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置)

第五条 施行日から令和十年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の給与条例第十二条の二第二項の規定の適用については、同項第三号中「百分の十二」とあるのは「百分の十四を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第六条 この条例による改正後の給与条例第十二条の五の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

(平成二十九年改正条例の一部改正)

第七条 平成二十九年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第六条中「百四十二号給から百七十二号給」を「百三十八号給から百六十八号給」に改める。

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第4（附則第6条関係） 特例号給表

職員の区分	職務の級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	98				416,700
	99				417,000
	100				417,200
	101				417,400
	102				417,700
	103				418,000
	104				418,200
	105				418,400
	106				418,700
	107				419,000
	108				419,200
	109				419,400
	110				419,700
	111				420,000
	112				420,200
	113				
	114			401,400	
	115			401,700	
	116			401,900	
	117			402,100	
	118			402,400	
	119			402,700	
	120			402,900	
	121			403,100	
	122			403,400	
	123			403,700	
	124			403,900	
	125			404,100	
	126			404,400	
	127			404,700	
	128			404,900	
	129			405,100	
	130			405,400	
	131			405,700	
	132			405,900	
	133			406,100	
	134	354,700		406,400	
	135	355,100		406,700	
	136	355,500		406,900	
	137	356,000			
	138	356,400	393,500		
	139	356,800	393,800		
	140	357,200	394,000		
	141	357,700	394,200		

142	358,100	394,500		
143	358,500	394,800		
144	358,900	395,000		
145	359,400	395,200		
146	359,800	395,500		
147	360,200	395,800		
148	360,600	396,000		
149	361,100	396,200		
150	361,500	396,500		
151	361,900	396,800		
152	362,300	397,000		
153	362,800	397,200		
154	363,200	397,500		
155	363,600	397,800		
156	364,000	398,000		
157	364,500	398,200		
158	364,900	398,500		
159	365,300	398,800		
160	365,700	399,000		
161	366,200	399,200		
162	366,600	399,500		
163	367,000	399,800		
164	367,400	400,000		
165		400,200		
166		400,500		
167		400,800		
168		401,000		

(人事委員会規則への委任)
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表（附則第2条関係） 号給の切替表

イ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	2
20	16	12	12	8	2
21	17	13	13	9	2
22	18	14	14	10	2
23	19	15	15	11	3
24	20	16	16	12	3
25	21	17	17	13	3
26	22	18	18	14	3
27	23	19	19	15	3
28	24	20	20	16	4
29	25	21	21	17	4
30	26	22	22	18	4
31	27	23	23	19	4
32	28	24	24	20	5
33	29	25	25	21	5
34	30	26	26	22	5
35	31	27	27	23	5
36	32	28	28	24	6
37	33	29	29	25	6
38	34	30	30	26	6
39	35	31	31	27	6
40	36	32	32	28	6
41	37	33	33	29	7
42	38	34	34	30	7
43	39	35	35	31	7
44	40	36	36	32	8
45	41	37	37	33	8
46	42	38	38	34	8
47	43	39	39	35	8
48	44	40	40	36	9
49	45	41	41	37	9
50	46	42	42	38	9
51	47	43	43	39	9
52	48	44	44	40	10
53	49	45	45	41	10
54	50	46	46	42	10
55	51	47	47	43	10
56	52	48	48	44	10
57	53	49	49	45	10
58	54	50	50	46	11
59	55	51	51	47	11
60	56	52	52	48	11
61	57	53	53	49	11
62	58	54	54	50	11

63	59	55	55	51	11
64	60	56	56	52	11
65	61	57	57	53	11
66	62	58	58	54	11
67	63	59	59	55	12
68	64	60	60	56	12
69	65	61	61	57	12
70	66	62	62	58	12
71	67	63	63	59	12
72	68	64	64	60	12
73	69	65	65	61	12
74	70	66	66	62	12
75	71	67	67	63	12
76	72	68	68	64	12
77	73	69	69	65	12
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78	74	
87	83	79	79	75	
88	84	80	80	76	
89	85	81	81	77	
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86	86		
95	91	87	87		
96	92	88	88		
97	93	89	89		
98	94		90		
99	95		91		
100	96		92		
101	97		93		
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				
126	122				
127	123				
128	124				
129	125				

130	126				
131	127				
132	128				
133	129				
134	130				
135	131				
136	132				
137	133				

ロ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	1
19	15	11	11	7	1
20	16	12	12	8	1
21	17	13	13	9	1
22	18	14	14	10	1
23	19	15	15	11	1
24	20	16	16	12	2
25	21	17	17	13	2
26	22	18	18	14	2
27	23	19	19	15	2
28	24	20	20	16	3
29	25	21	21	17	3
30	26	22	22	18	3
31	27	23	23	19	3
32	28	24	24	20	3
33	29	25	25	21	3
34	30	26	26	22	4
35	31	27	27	23	4
36	32	28	28	24	4
37	33	29	29	25	4
38	34	30	30	26	4
39	35	31	31	27	4
40	36	32	32	28	4
41	37	33	33	29	4
42	38	34	34	30	5
43	39	35	35	31	5
44	40	36	36	32	5
45	41	37	37	33	5
46	42	38	38	34	
47	43	39	39	35	
48	44	40	40	36	
49	45	41	41	37	
50	46	42	42	38	
51	47	43	43	39	
52	48	44	44	40	
53	49	45	45	41	
54	50	46	46	42	
55	51	47	47	43	
56	52	48	48	44	
57	53	49	49	45	
58	54	50	50	46	
59	55	51	51	47	
60	56	52	52	48	
61	57	53	53	49	
62	58	54	54	50	

63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86	86		
95	91	87	87		
96	92	88	88		
97	93	89	89		
98	94	90	90		
99	95	91	91		
100	96	92	92		
101	97	93	93		
102	98	94	94		
103	99	95	95		
104	100	96	96		
105	101	97	97		
106	102	98	98		
107	103	99	99		
108	104	100	100		
109	105	101	101		
110	106	102	102		
111	107	103	103		
112	108	104	104		
113	109	105	105		
114	110	106	106		
115	111	107	107		
116	112	108	108		
117	113	109	109		
118	114	110	110		
119	115	111	111		
120	116	112	112		
121	117	113			
122	118	114			
123	119	115			
124	120	116			
125	121	117			
126	122	118			
127	123	119			
128	124	120			
129	125	121			

130	126	122			
131	127	123			
132	128	124			
133	129	125			
134	130	126			
135	131	127			
136	132	128			
137	133	129			
138	134	130			
139	135	131			
140	136	132			
141	137	133			
142	138	134			
143	139	135			
144	140	136			
145	141				
146	142				
147	143				
148	144				
149	145				
150	146				
151	147				
152	148				
153	149				
154	150				
155	151				
156	152				
157	153				
158	154				
159	155				
160	156				
161	157				
162	158				
163	159				
164	160				
165	161				
166	162				
167	163				
168	164				
169	165				
170	166				
171	167				
172	168				

備考 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第17号）附則別表第4の適用を受ける職員を含む。

ハ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10

63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70	62	
79	71	63	
80	72	64	
81	73	65	
82	74	66	
83	75	67	
84	76	68	
85	77	69	
86	78	70	
87	79	71	
88	80	72	
89	81	73	

福岡武道館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十七号

福岡武道館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
福岡武道館条例の一部を改正する条例（令和六年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「別表（第七条関係）」を「別表（第七条関係）」に改め、同改正
一 施設

規定に次のように加える。

二 駐車場

種 類	単 位	料 金（一台一回）
駐 車 場	一時間以内	無料
	一時間を超え二時間以内	二〇〇円
	二時間を超えるとき	三〇〇円

備考 この表の規定にかかわらず、福岡武道館の利用者以外の者に対する額は、利用時間一時間ごとに五〇〇円とする。この場合において、駐車時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は一時間として算定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十八号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように

改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十七条第二項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に保管場所標章に係る交付又は再交付の申請をしている者に係る手数料の徴収については、なお従前の例による。

（福岡県領収証紙条例の一部改正）

3 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三十四号中「第十五条第一項」を削る。

（大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部改正）
4 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成二十八年福岡県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十一号中「第十五条第一項第一号及び第二号」を削る。